

愛知県立尾西高等学校部活動に係る活動方針

1 目標

- (1) 学校教育の一環として実施する。
- (2) 部活動を通して、目的意識を持った充実した生活を送り、心身ともに健全な育成を図る。
- (3) 技術や競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として、豊かな人間性を育てる。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動

① 運動部（13部）

野球（男）・弓道（男女）・水泳（男女）・陸上（男女）・サッカー（男）・硬式テニス（男）
ソフトテニス（女）・バスケットボール（男）・バレーボール（男/女）・ハンドボール（男/女）
剣道（男女）

② 文化部（6部）

JRC・文芸・コンピュータ・茶華道・放送・吹奏楽

(2) 活動時間および日数

①活動時間

・平日 2時間程度 ・週休日 3時間程度

学校行事等で午後を活動にあてられる場合は週休日に準ずる。

週休日における大会への参加等で活動時間が長くなる場合は、生徒の体調や健康状態に十分留意する。

②休養日

・平日1日以上および週休日1日以上、週2日以上とする。

休養日の設定には以下の点を留意する。

ア 大会参加などにより週末に活動する場合は代替休養日の設定に努める。

イ 長期休業中の活動も①②を参考として、適切な活動時間および休養日の設定を行う。

ウ 考査週間中の活動は原則禁止とし、その期間は休養日として計上をする。ただし、大会参加など練習が必要な場合は、部顧問の申請により練習許可を認めることができる。

エ 競技、活動内容の特性上、活動時期が限定される場合は、オフシーズンの休養日確保に十分に務め、年間の休養日104日以上を設定することを必須とする。

(3) 大会参加

部活動として参加する大会は、高体連・高野連・高文連が主催または共催する大会とする。

その他の大会については、生徒の健康面・学習面に十分に配慮し、校長が許可したもののみ参加を認める。

3 部活動運営

(1) 体罰等の禁止

部活動顧問などの指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等は決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導を徹底する。

(2) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針や部活動計画等を明確にし、保護者に示す。